

2008 年度
建設マネジメント委員会 研究成果発表会

インフラ PFI 研究小委員会 課題分析部会

報告概要

2008.08.28

インフラ PFI 研究小委員会 課題分析部会

主 査	渡会英明（建設技術研究所）
副主査	上田昭彦（中電技術コンサルタント）
幹 事	佐藤良一（鹿島建設）
委 員	高木 智（大日コンサルタント）
委 員	越川裕司（八千代エンジニアリング）
委 員	浜島博文（大成建設）
委 員	千葉俊彦（オリエンタルコンサルタンツ）
委 員	岡田智之（オリエンタルコンサルタンツ）
委 員	岡崎賢司（長大）
委 員	小路泰広（国土交通省国土技術政策総合研究所）
委 員	安藤良輔（豊田都市交通研究所）
委 員	朝倉恒夫（玉野総合コンサルタント）

詳細は、「インフラ整備を伴う PFI 事業形成のための課題の明確化とその解決策の提言に向けて（その2）報告書」<http://www.jsce.or.jp/committee/cmc/infra-pfi/>を参照して下さい。

概 要

2006年10月、建設マネジメント委員会インフラPFI研究小委員会(委員長:宮本和明 武蔵工業大学教授)内に、インフラPFI導入にあたっての隘路を専門的に研究する課題分析部会が設置された。

インフラPFI研究小委員会の前身となる「PFI研究小委員会」においては、2003年度末までに研究された成果を「インフラ整備を伴うPFI事業形成のための課題の明確化とその解決策の提言に向けて」と題する報告書を2004年3月に刊行している。

本課題分析部会は、この2003年度末までに検討された内容を再度踏破すると同時に、インフラPFI導入にあたって隘路となっている課題を可能な限り詳細に議論し、その解決方策として何らかの提言を行っていかうとしたものである。

2003年度版の報告書をHP等を通じ公表したところ、実に多くの方々から有益なコメントや解決策を頂戴することができた。また、土木学会以外の多くの研究機関においても、我が国のPFIに対する様々な提言が行われており、その後、解決されてきた課題も少なくない。

国も地方自治体も財政状況が逼迫する中、必要な社会資本整備をいかに効率的に短期的に整備していくか、この我が国が抱える大きな問題を解決できる一つの手法がPFIであると考えられている。実際、多くのPFIの実績を積んできた英国においても、道路などのインフラ整備事業に、このPFIを積極的に採用している。しかるに、国内のPFIは相変わらず建築施設に関するものが大半であり、インフラ整備を伴うPFI事業は未だ実現化していない。

我が国のインフラPFIの導入が進まない理由は何なのか? 2003年度版の報告書を刊行した後、委員の間では様々な議論が行われてきた。当初、それは発注者の意識の問題であるというやや乱暴な意見も出されていたが、我々としては、なぜそのような意識を持つことになるのか、その根拠になるものは何なのかを分析することから始めた。

当初、課題そのものの絞り込みに時間を要し、部会での議論が体系的にスタートできるまでにかかなりの時間を要した。その後、議論を進めていくにつれて、「VFMに対する疑念」が意識上の隘路として最も大きいものではないかとされた。PFIにすればなぜVFMが出るのか理解できない、発注方式の問題であればPFIにする必要性はないといった考えである。

また、これには、民間に対するアレルギー意識も同時に絡んでくる。利益を確保するために手抜きをするのではないか、PFIにすると安かろう悪かろうになるのではないかといった民間性悪説に立った意識である。

このVFMに対する疑念は工事費に対して特に強い。民間性悪説に立っているので設計を民間に任せることはできない、設計と工事が別であれば、工事費に対するVFMの源泉は何もないといった理論である。

一方、我が国のインフラ整備は、国や地方自治体といった公共セクターによって実施されてきた。このため、民間企業が事業主体として参入するとなれば、各種の公物管理法を始めとして、様々な法制度を手直ししていく必要があるかもしれない。

しかしながら、この議論は早い段階から否定された。法制度は必要であれば、いくらでも

改正できるからである。また、現行法においてもインフラ PFI の実施は可能であり、それを制限するものは何もないといったことも明らかになった。このため、本報告書の中では公物管理権原に関する議論だけを行っている。

また、この他に、インフラ施設の特性に起因する技術上の課題もあげられた。ネットワーク型施設であること、長期にわたる事業実施プロセスや長期にわたる建設期間が必要であることが PFI の導入を阻んでいるというものである。

これについても、解決できない問題ではないとされた。実際、英国や諸外国では多くの道路 PFI が行われており、その数は 500 箇所近くにも及んでいる。またその中には、我が国の建設会社や金融機関も参加してきている。このように多くの成功事例がある以上、国内で技術的に実施できないという理由は何も見当たらない。

このように、我が国でインフラ PFI の導入が遅れている全体背景を明らかにするために、インフラ PFI に対する意識・認識、制度面、技術面の課題等について、特に問題が大きいと考えられた項目を抽出し検討を行っていくこととした。これらの一つ一つをクリアして行けば、自然と心情的な隘路も解消していくと考えたからである。

ただし、本小委員会としては、インフラ PFI を促進、推進、推奨することを提言するわけではないことを強調したい。同時に、インフラ整備のためには PFI 以外にも色々な選択肢があることを示して行きたい。また、インフラ整備を PFI の視点で再検討することは、従来型公共事業方式にとっても有益であることは、本研究小委員会でこれまで刊行してきた報告書に記しているとおりである。このため、最終的には、今後 10 年のインフラ事業のあり方について、何らかの提言へ行っていくことにも主眼が置かれた。

本年度の報告書をまとめるにあたっては、時間的な制約もあり、未だ十分に議論が尽くされていないテーマもある。当研究部会としては、これまでの成果を活かしながら、今後とも、PFI だけに限らず、多くの PPP がインフラ事業に定着していくことを期待して、先駆的なプロジェクトの実現に向けた更なる研究を進めて行く所存である。

なお、本報告書は課題分析部会の文責のもとに作成したものであり、土木学会、あるいは、建設マネジメント委員会の正式の見解を示しているものではない。

また、各項目の内容は部会での議論に基づいており、とりまとめ担当者の個人的な意見や見解を示しているものではない。従って、とりまとめ担当者においても、その担当箇所での記述は、その所属する機関等の見解等とは独立のものである。

2008 年 3 月

(社)土木学会 建設マネジメント委員会
インフラ PFI 研究小委員会 課題分析部会
部会長 渡会英明

報告書目次

はじめに	1
第1章 これまでに実施されたインフラ(系)PFI事業の整理	7
第2章 各自治体におけるPFI導入ガイドラインに関する研究	13
第3章 重要課題の抽出・整理及び重要課題の選定	26
第4章 抽出課題に対する検討と提言	33
第1節 インフラPFIを考える範囲	33
第2節 公物管理法に関する検討	40
第3節 VFMの再定義	51
第4節 性能発注に関する検討	57
第5節 PSC、PFI/LCCの算定	60
第6節 総合評価制度に関する検討	68
第7節 補助金制度に関する検討	80
第5章 インフラPFI導入に向けたロードマップ	86
第1節 民間事業者から見たインフラPFI	86
第2節 ロードマップの具体像	91
<参考資料> インフラPFI事業の実施事例	97